

大阪労連・大阪市地区協議会との協議等議事録(要旨)

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

- 1 日 時 令和8年2月13日(金) 午前10時～正午
- 2 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 大阪労連・大阪市地区協議会
- 4 協議等の趣旨 2026年度大阪市予算に対する要望

5 出席者

(団体側)

代表者(議長)他

計 13名

(本 市)

経済戦略局	課長級	1名
大阪都市計画局	課長代理級	1名
IR推進局	課長代理級	2名
環境局	課長代理級	2名
危機管理室	課長代理級	4名
福祉局	課長代理級	4名
こども青少年局	課長代理級	1名
健康局	課長代理級	2名
都市整備局	課長代理級	1名
都市交通局	課長代理級	2名
大阪港湾局	課長代理級	1名
水道局	課長代理級	2名
市民局	課長代理級	1名
教育委員会事務局	係長級	1名
建設局	課長代理級	2名
	係長級	1名

計 28名

6 議 事

(1)学童保育について【項目番号5.(44)～(49)】

団体要望概要

- ・放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性を高め公共性を発揮できるよう、国における職員の処遇改善を目的とした「放課後児童支援員等処遇改善等事業」などを予算化していただきたい。

- ・「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の申請条件である放課後児童支援員資格者の経験年数の考え方について、当該クラブの勤続年数に加え、他の放課後児童クラブでの勤務実績の通算も検討いただきたい。

本市説明概要

- ・放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の処遇改善及び安定した雇用が図れるよう、令和6年度から常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の新運営費基準を創設するなど、補助を行っています。新たな補助制度の利用状況、各放課後児童クラブの職員体制や現場の職員のご意見など確認しながら、引き続き補助に取り組んでいきます。
- ・各放課後児童クラブにおける職員の定着を図り、安定的・継続的な保育による保育の質の向上及び児童の安全・安心な居場所確保をめざし、在籍している放課後児童クラブでの勤続年数を申請条件としています。今ある補助金制度、補助の利用状況を踏まえ、ご意見も聞かせていただきながら、引き続き補助に取り組んでいきます。

(2) IRの誘致について【項目番号2. (1) (2) (3)】

団体要望概要

- ・オンラインカジノが広まっている中、ランドカジノではIR事業が成立できないのではないかと。
- ・ランドカジノがオンラインカジノの入り口になりうる。また、IRを開業すると依存症患者を増やすことになるので中止せよ。
- ・カジノはギャンブル等依存症の人が増える恐れがあるので、誘致しないで欲しい。(要望のみ)

本市説明概要

- ・IRは、民設民営事業として、IR事業者が自らの出資や金融機関からの借入れにより資金調達を行い、リスクを負って1兆円を超える投資を行うものであり、事業計画の立案にあたっては、慎重に検討・精査されているものと認識している。
- ・オンラインカジノについては、国において、海外で適法に運営されていても、日本国内から利用し賭博をするのは犯罪であるなど違法性があるものと明言されており、今後の対策は国等において適正に対応されるものである。昨年9月には、改正ギャンブル等依存症対策基本法が施行され、規制強化されている。一方、ギャンブル等依存症については、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であると認識しており、IR誘致を契機に、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組むことになっている。また、大阪府・市においては、「(仮称)大阪依存症対策センター」を新たに設置することをはじめ、大阪府域における「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」を、毎年度調査したうえで、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、IR開業後、その割合の低減をめざしていくことを目標に対策を講じていく。

(3) 市設建造物の耐震化について【項目番号3. (2)】

団体要望概要

- ・令和7年度4月時点で耐震基準を満たしていないものは8棟、うち、市民利用施設は4棟とのことであるが、具体的にどのような施設か。

本市説明概要

- ・抽水所ポンプ棟(下水道施設)の4棟と、弘済院(医療福祉施設)の4棟(附属病院2棟、老人ホーム2棟)となっており、市民利用施設である弘済院については、令和9年度に供用廃止する予定と

なっています。

(4) 大阪市の災害時の体制について【項目番号3. (3)】

団体要望概要

- ・大阪市の職員数が減少しているが、発災時の対応ができるのか。
- ・職員への防災訓練の実施状況はどうか。
- ・地下街等への防災対策(水害)はどうなっているのか。

本市説明概要

- ・災害の発生に伴い、動員区分を定めており、震度5強以上の場合は約 1,000 人の参集を予定している。
- ・職員に対し、防災無線を使用した訓練や、総合防災訓練等を実施し、実効性を担保している。
- ・地下街等の大規模な地下空間は、地下街管理会社や鉄道会社など複数の事業者により管理されているため、連携した取り組みが必要で「大阪市地下空間浸水対策協議会」を設置し、関係者で訓練や計画策定等をしている。各地下街管理者は、水防法 15 条の2により「避難確保 浸水防止計画」の策定を義務付けられており、提出を頂いている。

(5) 区役所職員の減少をうけた災害時の体制について【項目番号3. (4)】

団体要望概要

- ・大阪市の職員数が減少しているが、発災時の対応ができるのか。
- ・職員の防災意識は図られているのか。
- ・直近参集者・協力参集者の数が 1,000 人である根拠は。

本市説明概要

- ・災害の状況に応じた動員区分を定めており、時間外に震度5強以上の地震が発生した場合においては、区役所に約 1,000 人の直近参集者・協力参集者が参集する体制を構築しており、発災時の対応にあたることとしている。
- ・全職員へ対し防災訓練及び研修を実施している。
- ・災害時避難所の運営に各区 40～50 名程度の職員の配置が必要となるため、総数として約 1,000 人に及ぶことになる。

(6) 区役所業務の民営化は中止し、市民サービスを充実することについて【項目番号4. (1)】

団体要望概要

- ・区役所の民間委託が進む中で、大阪市の正規職員を会計年度職員に置き換える動きが進んでいると受け止めている。また、その過程で正規職員の負担が増しているという話も聞いている。
- ・以前は「民営化すれば安くなる」という説明が一般的であったが、近年は民間委託のほうが高くつくという指摘も各所で聞かれる。民営化にはリスクも多いため、行政が責任をもって、正規職員が対応すべきと考える。
- ・委託ではなく、直接雇用の職員が責任をもって市民と向き合い、業務にあたるべきである。今後さらに人手不足となる社会状況も見据え、行政として人材の確保が重要と考えるため、意見として述べておく。

本市説明概要

- ・区役所住民情報等業務等委託については、平成 25 年に委託開始して以来、「民間でできることは民間で」という考え方のもと、民間活用を進めている。
- ・窓口対応における市民満足度は向上しており、民間活用により一定の市民サービスは向上が図られたものと認識している。
- ・一方で、委託経費の上昇が続いていることは認識している。
- ・現在、区役所DXの取組を進めており、今後はデジタルで対応できる業務をデジタル化する。その上で、委託範囲の見直しも含め、委託事業者と職員による業務執行の最適化をめざし、取組を進めていく。

(7) 民泊について【項目番号4. (4)】

団体要望概要

- ・在日外国人が増加することにより発生する課題への対策を考えるべき。(要望のみ)
- ・新規申請受付終了するのではないのか、回答における「大阪市全域での新規受付停止は困難」とはどういうことか。
- ・ごみ問題など、民泊の課題対応を自治会任せにするのではなく、大阪市が事業者へ指導するべき。
- ・災害時の対策について考えると、民泊事業者は必ず町会へ加入すべき。(要望のみ)
- ・新規申請受付終了発表後、特区民泊の申請数は増加したか。
- ・特区民泊に管理運営者を常駐させるべき。
- ・既存民泊の適正化について、保健所に対応できるのか心配。何故保健所は大阪市内に一つしかないのか。保健所で働いている人の負担が増えて悪循環のように思える。(要望のみ)

本市説明概要

- ・特区民泊は、令和8年5月 29 日をもって新規受付を終了する。新法民泊は、住宅宿泊事業法により全国で実施できるとされているため、自治体において一定の制限を行うことはできても、大阪市全域での新規受付停止は困難と考えている。
- ・既存民泊に対する指導は行う必要がある。保健所に設置した迷惑民泊根絶チームにより、今後不適切な民泊に対する指導を徹底していく。
- ・保健所から、「現在の新規申請数は例年より少し多い程度」と聞いている。
- ・特区民泊における管理事務所設置等については、国とも協議してきた内容であるが、旅館業法の特例である特区民泊について、法で規制緩和されているものを大阪市の条例で規制強化することは法的に難しいと考えている。

(8) 万博の跡地利用については住民の意見をしっかり聴いて行うことについて【項目番号4. (6)】

団体要望概要

- ・夢洲は、ごみ捨て場として今後も活用できていた。万博レガシーの思い出をどうこうというのではなく、市民の意見をしっかり聞いて跡地利用してほしい。(要望のみ)

(9) 難聴高齢者補聴器購入費助成事業について【項目番号8. (1)】

団体要望概要

- ・直近の実績数は。

- ・介護予防活動が条件となっているが、サークル活動などの参加でもよい。
- ・申請数が伸びていない。もっと広報に力を入れるべき。
- ・25,000 円の助成金額を上げてもらいたい。(要望のみ)

本市説明概要

- ・令和8年1月末時点で、申請 351 件、助成対象決定 293 件。
(当日、申請 347 件、助成対象決定 312 件と説明した件数の訂正件数)
- ・サークル活動などの参加で問題ない。
- ・区役所や区社協、地域包括支援センターなど、様々な場所で案内冊子や申請書を配架し、広く周知に努めている。また、補聴器相談医や認定補聴器専門店にも制度周知の協力をお願いしている。

(10) 保険者機能強化推進支援交付金・介護保険保険者努力支援交付金について【項目番号8. (1)】

団体要望概要

- ・交付金額の評価指標に「聴こえの支援」が追加されたことから、これを財源に難聴高齢者の支援事業を充実してほしい

本市説明概要

- ・当該交付金は保険者の取り組み全体を評価して交付金額が決定するものであり、特定事業の評価点が交付金額に直接反映されるものではない。現在は地域支援事業全体の財源として活用している

(11) 制度の持続可能性について【項目番号8. (2)】

団体要望概要

- ・国は第 10 期介護保険事業計画に向けて利用者負担の拡大などの制度改革を行うとしているが、これをやめるよう国に要望するとともに、大阪市として一般会計からの繰り入れにより、高齢者の負担を軽減してほしい

本市説明概要

- ・制度改革にあたっては、国の負担割合の引上げなど高齢者の負担が過重なものとならないよう国に要望している。一般会計からの繰り入れについては、国から適当でないという見解が示されており、本市もそれに従っているものである

(12) 年金の隔月支給について【項目番号8. (3)】

団体要望概要

- ・年金支給は、現在、2ヶ月ごとの支給となっているが、年金受給者の生活設計や家計管理の負担軽減、また社会経済情勢(物価高騰など)を踏まえ、毎月の支給を強く要望している。既存の積立金やシステム規模等を鑑みれば、毎月支給への変更は財政的にも十分可能と考えられる。加えて、毎月支給が標準的な給与支払いの仕組みにも合致しており、年金受給者の生活の安定と利便性向上のためにも、国に対し強く要望していただきたい。(意見のみ)

(13) 上下水道の基本料金減免(夏季4カ月以上)について【項目番号8. (4)】

団体要望概要

- ・令和 7 年 10 月から 12 月にかけて、上下水道料金の基本料金の減額が行われた。
- ・物価高騰で生活に関する費用が上昇している中で、このような施策は市民にとって効果を実感しやすい。
- ・特に夏季は使用水量が増加しやすいため、夏季における上下水道の基本料金の減額を要望する。

本市説明概要

- ・10 月から 12 月にかけて実施した基本料金の減額は、物価高騰への対策として、市の事業として行ったものである。
- ・本要望については、福祉的な観点からの申出であると解釈し、今年度の減額措置とは別の扱いとして回答した。
- ・上下水道事業の経営環境については、今後も厳しくなることが予想される。
- ・国の動向を踏まえつつ、今後の事業については検討していく。

(14) 大阪シティバスの停留所の屋根やベンチの維持管理について【項目番号8. (8)】

団体要望概要

- ・歩道幅が同じであるにも関わらず、停留所ごとに上屋やベンチの設置状況が異なるのはなぜか。また、当方が普段利用する停留所は高齢者などの利用者が多いため、上屋やベンチの設置を検討してほしい。

本市説明概要

- ・歩道上に構造物を設置するには、道路管理者や交通管理者の許可が必要であり、かつ、安全確保の観点から設置が制限される場合がある。また、沿道住民や店舗の理解が得られず、設置に至らないケースもある。いずれにしても、設置費用や維持管理にかかる負担などの経営面を考慮し、最終的には事業者が判断することになる。

(15) 要介護認定について【項目番号8. (12)】

団体要望概要

- ・認定審査期間について 30 日の法定期間を超過している割合が継続して高く、法律違反の状態が放置されていると感じられる。この状況は非常に問題であり、大阪市として何らかの対策を取るように要望する(要望のみ)